



用語解説

あ 行

○ 維管束植物・・・5、46、47

維管束と呼ばれる通道組織を有する植物の総称で、具体的には、シダ植物および種子植物（裸子植物、被子植物）をいい、菌類、藻類、コケ類などと区別される。維管束とは、水分や根から吸上げた無機養分の通路となる「木部」と、葉で光合成した有機養分の通路となる「師（ふるい）部」とを合わせた組織で、木部は道管または仮道管、木部繊維、木部組織などから、また師部は師管、師部繊維、師部柔組織などから構成される。

○ 遺伝的攪乱・・・34

ある種の個体や種子、卵などを外国や国内他地域から持ち込むことによって、持ち込まれた地域に生育・生息する在来の近縁種あるいは同種との交配が起こり、その地域の種特有の遺伝子が喪失すること。

○ 遺伝的交流・・・35

ある個体群間、または個体間で遺伝子の交互のやりとりがあること。遺伝子の交流がないと個体群または個体は孤立し、将来的に絶滅する可能性がある。

○ インタープリター・・・27

自然公園や民間の自然学校などのプログラムで自然解説（インタープリテーション）をする人のことをいい、自然解説者と訳されることもある。インタープリテーションは、単なる情報の提供ではなく直接体験や教材を通し事物や事象の背後にある意味や関係を明らかにすることを目的とした教育活動であり、インタープリターには、参加者を楽しませる、主体性を引き出す、プログラムを効果的にデザインするなどの能力が求められる。(interpreter)

○ エコツーリズム・・・55、85、88、86、91、106、107、108

ツーリズム（旅行・旅）の形態の一種で、自然環境の観察や体験を伴うツーリズム。原生自然的な体験だけでなく、里山的二次自然への体験、学習も含み、近年では地域の歴史・暮らし文化の体験、学習も含める場合もある。(eco-tourism)

○ エコトーン（推移帯）・・・100

空間的に相接する植物群集や植生タイプ、あるいは生息地タイプの間にある狭い移行帯もしくは推移帯を指す概念のこと。溪流ぞいの植生は陸域と水域の移行帯として位置づけられ、水質浄化機能や物質循環機能などが着目されている。

○ オルタナティブ・ツーリズム・・・29、86

資源浪費型のマストツーリズムに替わり、持続可能な新たな観光を総括する概念。エコツーリズム、グリーンツーリズム、カルチュラルツーリズムなど、地域資源の再生産と生活向上の両面の同時実現目標とし、旧来の「観る・物産・非日常」から、「体験・こと・日常」に軸をシフトした観光。(alternative tourism)

- **外来種**・・5、8、9、30、41、45、46、47、48、100、103、104、105

過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む。導入年代のはっきりしないものについては、おおむね明治時代以降に導入されたと推定されるものを対象としている。
- **外来生物法**・・45、46、103、104

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の通称。

同法は、外来生物による生態系への影響や人体、農林水産業への被害を防止に向けて、外来生物の取扱いの規制と防除を目的として2005年に制定された。外来生物法では、「特定外来種生物」、「未判定外来種生物」、「要注意外来種生物」の三つに分けてリストを作成している。
- **神奈川地域森林計画**・・62、66

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が民有林（私有林および公有林）の森林整備等の目標について、森林計画区別に5年ごとにたてる10年を1期とする計画である。神奈川県では、全県を1区とする神奈川計画区内の民有林について、2002年度に「神奈川地域森林計画」を策定している。
- **神奈川みどり計画**・・61

神奈川みどり計画は、みどりの量とともに質的な確保に取り組み、生物多様性を保全し、みどり豊かなかながわの実現することを目指して、「かながわ新みどり計画」など、みどりにかかわる既存の3計画を統合して、神奈川県が2006年4月に策定した計画である。県域を自然条件や土地利用等の特性から9つの「緑化域」に分け、みどりの保全・再生・創出を推進するとともに、緑化域相互の連携を図り、広域的な水とみどりのネットワークを形成することとしている。
- **かながわ水源環境保全・再生施策大綱**・・61

神奈川県は、2005年11月に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目指すため、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）で、国、市町村、NPOと連携して、森林、河川、地下水の保全・再生や水源環境への負担を軽減する総合的な施策を推進することとしている。
- **かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画**・・118

神奈川県は、「かながわ水源環境保全・再生の施策大綱」に基づき、水源環境保全・再生の取組を効果的かつ着実に推進するため、実行5か年計画を策定し、20年間の第1期（2007～2011年度）の5年間に充実・強化して取り組む特別の対策について明らかにしている。
- **環境創造・管理型の農林業**・・84

木材生産や農作物生産を目的とするが、森林や農地の持つ生態系的機能を尊重に、多様な自然との共生関係を維持することを意識した農林業のあり方。
- **環境保全型林業**・・70、79、80、81、82

本構想では、森林の持つ多面的機能の中で、生物多様性保全、土壌保全などの環境面を重視し、通

常の手法では林業が成り立たない高標高域や、特に環境保全の視点から自然林への誘導が望ましい尾根・溪流沿い等の人工林の混交林化・広葉樹林化を図りつつ、利用可能な資源を有効活用していく取組を「環境保全型林業」という。

- **希少種**・・9、179、39、40、41、42、43、44、45、77、84、86、99、100、101、102、111、120
 個体数を減少させる圧迫要因は作用していないが、個体数が特に少ない種をいうが、一般に絶滅危惧種や減少種、稀産種等を含めていうこともある。
- **緊張的共生関係**・・84、85
 山際を人間が持続的に活用することで、シカ、イノシシ等の野生動物が人間に対する恐れを抱き、人間との緊張的関係が生じることで、両者の共生関係を確立させようという考え方で本基本構想で初めて提示している言葉。
- **クリティカルレベル**・・76、77
 クリティカルレベルとは、現時点での知見に基づいて、人や植物、生態系、材料などの受容体（レセプター）に対して直接悪影響を及ぼす可能性のある大気中の汚染物質の濃度と定義されている。植生に対するものは緑（みどり）の環境基準とも呼ばれる。（critical level）
- **景観域**・・43、66、68、69、73、79、94、110、111
 景観という言葉は、人間が視覚的にとらえることができる眺望（景色）の意味で使われる場合と、地質、気候、生物などの相互作用で成り立っている樹林地や湿地など、複数の生態系で構成された一定の土地のまとまり（実体）という意味で使われる場合がある。ここでは、景観という言葉により広く捉えて、後者の意味で用いることとした。
 景観域は、丹沢大山の自然再生の課題や取組を検討しやすくするために、多様な景観要素を持つ丹沢大山地域を、森林のタイプ、地形、施設など主要な景観要素と標高によって便宜的に区分した概念。なお、本構想では、景観域の区分にあたり、標高をおおむね300mと800mで区分しているが、具体的には、各地域の植生や土地利用の状況に応じて設定した。
- **溪畔林**・・30、91、92、93、99、100、101、111
 河川上流の溪流の狭い谷底および隣接する谷壁斜面に成立する森林群集。水域と相互に影響し合いながら成立している。水域から陸域への連続性、さらに源流部から下流へ連続河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるものを「溪畔林」、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。溪畔林にはケヤキやサワグルミ、シオジ、トチノキ、河畔林にはヤナギ類やハルニレなどが生育する。
- **広域獣害防止柵**・・25、36、96
 野生動物による農作物や生活への被害の軽減を図るため、人の生活圏とシカやサルが生息圏を分離する目的で広域にわたる森林の外縁部に設置されている柵。神奈川県が市町村の協力を得て設置を進め、丹沢大山では、2002年度から2004年度までに合計約80kmの柵が設置されている。
- **光化学オキシダント**・・13、75
 窒素酸化物や炭化水素等の大気中の汚染物質が太陽光に照射されて起こる光化学反応によって二次的に生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸性化物質の総称。

○ **後継樹更新阻害**・・・11

次世代の森林を構成する樹木の稚樹が自然に育つことが、気象条件や動物や昆虫による食害、病気などにより妨げられること。

○ **荒廃林**・・・18、19、79、80、81、82、83、96、111、113

人工林において間伐などが行き届かず、過密となって森林の様相が壊れたもの。

○ **国定公園**・・・6、7、8、44、50、53、61、101、106

国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園である。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。自然公園法（1957）に基づき環境大臣が指定し（法第5条）、公園計画を樹立する（法第7条）が、許認可（行為許可等）をはじめとする管理は、都道府県が行うこととされている（法第13条）。丹沢大山地域は、その中心部が1965年に国定公園に指定されている。

○ **国有林の地域別の森林計画（神奈川計画区）**・・・62

国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、森林管理局長が国有林の森林整備等の目標について、森林計画区別に5年ごとにたてる10年を1期とする計画である。神奈川県については、2002年度に全県を1区とする神奈川計画区内の国有林について計画が策定されている。

○ **個体群**・・・31、33、34、35、38、39、42、43、44、91、94、95、97、99、100、101

ある空間内に生育・生息する同じ種の個体の総体。したがって、「個体群」は種の存在の具体像であり、個体や、複数種の個体群の集合体としての群集とならんで、生物の存在様式を規定する基本単位の一つとみなされる。

○ **コミットメント原理**・・・118

実現すべき課題や目標に対して関係する主体が責任感や使命感をもって積極的に関与・参画するという考え方。

○ **コミュニティ・コモンズ意識**・・・28

地域住民が共同で利用してきた山や道路、河川、水路等を地域共同体の財産として守りかつ、継続的に利用できるようにすめための労働や基本的なルールを重視する意識である。

○ **コモンズ意識**・・・23、28、84

（コミュニティ・コモンズ意識）。地域住民が共同で利用してきた山や道路、河川、水路等を地域共同体の財産として守りかつ、継続的に利用できるようにするための労働や基本的なルールを重視する意識。

さ 行

- **里地里山**・・・9、21、23、24、27、28、35、39、66、70、79、82、41、62、65、84、85、86、87、90、94、96、97、99、100、110、111、113
 本構想では、おおむね標高 300 m 以下の山際の集落と周辺の山林、農地等を要素とする景観域を「里地里山域」として設定している。なお、近年、里山や里地に対する市民の関心が高まってきたことに伴って使われるようになった言葉で、統一的な定義は、現在のところないとされている。
- **酸性雨**・・・13、14
 酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられる pH の低い雨のことをいうが、雨のほかに霧や雪など（湿性沈着）およびガスやエアロゾルの形態で沈着するもの（乾性沈着）を全て併せて酸性雨と呼んでいる。
- **シカ柵**・・・60、79、82、112
 シカによる植林木や農作物への食害を防ぐために森林や農地の周囲に設置する柵。防鹿柵ともいう。
- **資金・財政フレーム**・・・118、119
 資金調達や財政の基本的な仕組み、枠組み。
- **自然環境配慮のガイドライン**・・・39
 『丹沢大山保全計画（1999）』内で示された、自然環境への配慮を実現するための指針。丹沢大山の自然環境を良好に維持していくために、行政、事業者、県民等が森林整備、各種工事およびキャンプ・登山等のレクリエーション活動を行うに際しての配慮事項を記載したもので、「森林整備に係る環境配慮指針」、「各種工事に係る環境配慮指針」および「キャンプ等公園利用に係る環境配慮指針」の三つがある。
- **自然環境保全センター**・・・8、16、20、107、108、116、117、119、120
 神奈川県環境農政部に属する行政機関で、丹沢大山保全計画の総合的な推進を図るとともに、緑関連施策の効果的な展開や森林などの自然環境の保全再生に関する事業を実施している。
 2000 年 4 月に、自然保護センター、箱根自然公園管理事務所、丹沢大山自然公園管理事務所、森林研究所、県有林事務所を統合して設立された。
- **自然公園**・・・6、9、44、49、50、55、86、91、92、100、101、102、106、107、108、109、110、117
 自然公園法が定める自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県自然公園の 3 種類がある。国立公園は日本を代表する自然の風景地であり、国が指定し管理する。都道府県立自然公園は都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県が指定し管理する公園。
 →国定公園。
- **自然公園法**・・・100
 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進と国民の保健・休養および教化に資す

ることを目的とした法律。環境省（当時は厚生省）により1957年に制定された。国立公園、国定公園および都道府県立自然公園を対象としている。丹沢山地は丹沢大山国定公園（1965年）と丹沢大山県立自然公園（1960年）に指定されている地域がほとんどである。

○ **自然再生推進法**・・10、59、118

過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、行政機関、地域住民、NPO、専門家等多様な主体の参加により行われる自然環境の保全、再生、創出等の自然再生事業を推進するため、2002年12月議員立法により制定された法律で、所管は環境省、農林水産省、国土交通省。自然再生の基本理念として多様な主体の連携、科学的知見やモニタリングの必要性、自然環境学習の場としての活用等が定められており、また、自然再生を総合的に推進するため「自然再生基本方針」を定めることとされている。このほか、自然再生事業の実施にあたっては、関係する各主体を構成員とする「自然再生協議会」を設置することや「自然再生事業実施計画」を事業主体が作成すること等が定められている。

○ **順応的管理**・・65、116

生態系は、ある働きかけに対してどうなるかを確実に予測することが難しい（不可知性）、動的に絶えず変化し続ける（非正常系）、境界がはっきりしない（開放系）という性質を持つ不確実な系であるため、どんなに詳細な調査を進めても、この問題に対する完全な解決は難しいとされる。そこで「生態系が不確実なもの」という認識を始めに持ち、「当初の予測がはずれるという事態が起こりうる」ことをあらかじめ管理システムに組み込み、恒常的なモニタリングを行いながら、結果に合わせて対応を柔軟に変えていくという考え方が順応的管理（adaptive management）である。またその課程においては、客観性を保持するために、専門家・市民・NPO・企業・行政等の多様な主体による協働と合意形成が必要である。この順応的管理は「生物多様性条約」の「エコシステムアプローチの原則」に掲げられ、「新・生物多様性国家戦略」と「自然再生推進法」においても基本理念として掲げられている考え方である。

○ **植生退行**・・51

頻繁な火事、過度な放牧や踏みつけなどによって、植生が単純化したり、裸地化するなど、遷移の進行と逆の方向に変化すること。

○ **植生保護柵**・・8、11、37、40、41、76、77、79、95、96、97、98、99、110、111

森林や草原などを動植や人が入れないように柵で囲み、動物等による採食や踏みつけによる植物の衰退を防止して、自然植生の回復を図るために設置する柵。丹沢大山では、ニホンジカの採食によって植物の減少や種類の変化が生じていることから、丹沢大山保全計画に基づく保全対策事業の一環として、主稜線部のブナ林域を中心に植生保護柵を設置している。柵の構造は、シカによる農林業被害を防止するための柵とほぼ同じで、高さ1.8m、一辺40mの方形を標準としているが、現地の地形や樹木の配置などに合わせて設置するため、形や大きさはさまざまである。丹沢大山保全計画では、2006年度までに国定公園の特別保護地区のうちの175haを柵で囲むこととしており、1997年度から2004年度末までに合計18haの柵を設置している。

○ **植被率**・・19、21、33、37、51

植物が地面を覆う割合。

○ シルト系土壌・・・20

シルトとは、沈泥ともいい、砂と粘土との中間の大きさをもつ碎屑物（さいせつぶつ）。地質学では粒径 1/16～1/256 ミリのものをいう。シルト系土壌とは、このシルトを主成分とする土壌をいう。

○ 森林諸機能の階層性・・・10

土壌保全、木材生産、水源かん養、生物多様性保全、保健休養といった森林の持つさまざまな機能には、土壌保全という基盤的機能がその他の機能を支えるというような階層性があり、それらは相互に影響し合いながら機能を発揮している。これまでは、関係部局がそれぞれ個別機能の最大発揮を目指してきたが、このような階層性を考えた上で森林諸機能の健全性を図るためには、今後は、関係部局が連携した統合的な管理が必要となる。

○ 森林法・・・100

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。1951年（昭和26年）施行。

○ 水源環境保全税・・・61、84、118

神奈川県が、2007年度から取組を開始する「水源環境保全・再生施策」を継続的に推進する財源を確保するために、新たに設置した個人県民税の超過課税の通称。

○ 水源かん養機能・・・18、19、79、82、110

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。同時に、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化される機能のこと。

○ 水源の森林づくり事業・・・5、20、62、96

神奈川県が1997年より実施している水源地域の豊かな森林を次世代へ継承し、良質な水を安定的に確保するため、水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かんよう機能等の公益的機能の高い水源林として整備する事業。

○ 水分ストレス・・・11、13、15、16、17、75、76

水分の欠乏、水不足が植物の成長や生理機能、栄養状態に与える（悪）影響を指す。

○ 生態系・・・5、8、11、16、30、35、37、38、45、46、49、59、60、61、64、65、70、75、90、91、92、93、94、95、97、103、104、105、106、108、111

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念で、まとまりのとらえ方によって、一つの水槽の中や、一つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。こうした考えは19世紀末ごろからあったが、1935年にイギリスの植物学者タンズレイ（A. G. Tansley 1871～1955）が生態系という概念を提唱し、広まった。

○ 生態的回廊・・・38、94、96、97

生きものの生息地間をつなぐ線形的形状の空間のこと。それ自身も生物の生息場所としての役割を果たしながら、生物移動を容易にし、生物の生息空間のネットワークを作り出すものである。「緑の回廊」あるいは単に「回廊」ともいう。

→緑の回廊。

○ **生物多様性** ・ ・ 18、19、30、34、35、39、41、45、46、59、62、64、70、74、79、
82、84、86、87、88、92、94、95、97、99、100、101、102、103、
104、105、110、113

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日ではさまざまな姿・形、生活様式をみせている。生物多様性とは、このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、1992年に採択された生物多様性条約では、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいい、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含み、と定義されている。

一般に、生物多様性は、

- ・さまざまな生物の相互作用から構成されるさまざまな生態系の存在＝生態系の多様性
- ・さまざまな生物種が存在する＝種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という三つの階層で捉え、それぞれ保全が必要とされる。種内の多様性（遺伝子の多様性）が低下すれば種の遺伝的劣化が進み、絶滅の危険性が高まり、また、生態系の多様性が低下すれば多様な種がすみ分けられる生息環境が崩壊し、種が絶滅する可能性が高まる。種間の多様性はこれら双方の基となり生物多様性の要といえる。一方で、生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要である。人間活動が大きくなるとともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題の一つとなっており、国際的には生物多様性条約に基づく取組が進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取組が行われている。

○ **生物多様性国家戦略** ・ ・ 10

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家的戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成（既存の計画等の調整・変更を含む）することとされている。この戦略では、条約に規定されている、生物多様性の保全、持続可能な利用の奨励、普及啓発に関する措置、研究の推進、悪影響の最小化、国際協力など多方面にわたる施策・計画が定められ、関連する部門での生物多様性保全、持続可能な利用への取組も求められる。日本では、1995年10月、政府の生物多様性保全の取組指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が決定し、2002年3月に、前年からの見直しをうけて全面的に改定され、「新・生物多様性国家戦略」が策定された。新・生物多様性国家戦略では大きな柱として、(1) 新たな脅威に対する「保全の強化」、(2) すでに失われた「自然再生」、(3) 社会的なアプローチの積極的推進による「持続可能な利用」の奨励の3点があげられている。

○ **絶滅危惧Ⅰ類** ・ ・ 39、41、43

絶滅の危機に瀕している種。「絶滅危惧ⅠA類」と「絶滅危惧ⅠB類」に区分される。ⅠA類はごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種で、ⅠB類はⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種である。この選定にはいくつかの判定基準がある。代表的なのは、絶滅確率の推定値に基づいたE基準、減少率のみで判定するA基準、個体数のみで判定するD基準である。

- **絶滅危惧種**・・8、99
絶滅のおそれのある種のこと、一般に絶滅危惧Ⅰ類およびⅡ類の種を指す。
- **絶滅危惧Ⅱ類**・・39、41、43
絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続いて作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
- **相対光量子束密度**・・20
光は粒子としての性質を持っていて、その一粒一粒を光量子という。植物の成長にとって重要な光合成は400～700nmの波長領域の光量子によって行われている。ある葉に太陽光があたっていると、その時に葉に1秒間にあたる光量子の数を葉の面積で割った値を光量子束密度 (photosynthetic photon flux density, PPFD) といい、測定単位は $\mu\text{mol m}^{-2}\text{s}^{-1}$ (マイクロモル/平方メートル・秒) で表示される。林外に対しての林内の光量子束密度を相対光量子束密度という。
- **ゾーニング**・・62、73、79、81、82、94、95
一般には、ある目的のために地域を区分すること。ここでは、森林の持つ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態等により森林を区分すること。(zoning)

た 行

- **卓越風**・・12、76
ある地域にある期間、最も頻繁に現れる風向があり、その風向の風のこと。
- **多様度**・・37
種の多様性の指数。一般に多様度は、種類と各種の均等性(同じ個体数、現存量かどうかなど)を加味した定量的な表現である。種類の多さだけを意味するときは、「種の豊かさ」とか「種豊度」という表現を用い、単位面積あたりの種数で表す。種の豊かさと均等性の両方を反映させた種多様度指数はいくつも提案されており、「シャノン指数(H')」や「シンブソン指数(λ)」がよく使われている。ただし、これらの指数が生物多様性を評価するのにどれほど意味をもつかは議論がある。
- **丹沢大山ボランティアネットワーク**・・49
丹沢大山で自然環境にかかわる活動を実践しているボランティア団体の自主的な連携を図り行政とのパートナーシップのもとで丹沢大山の自然環境の保全に関する活動の推進を図ることを目的としたネットワーク組織。現在35団体が参加し、各種の保全活動や調査、広報活動などを行っており、丹沢大山総合調査でも実行委員会の公募型事業として、丹沢大山の水質調査を実施している。
- **鳥獣保護区**・・6、21、35、36、95、96、97
鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。一般に、環境大臣が指定したものを国指定鳥獣保護区、都道府県知事が指定したものを県(都道府)指定鳥獣保護区と呼んでいる。鳥獣保護区の存続期間は20年以内と定められている。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されている。

ほか、多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理および整備を行うが、地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生じる。

○ **特定外来生物**・・45、46、48、103、104

「外来生物法」の下で生態系や人間生活に悪影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれがあるとして指定された外来生物のことで、卵、種子、器官なども含む。「外来生物法」では、輸入、飼育、栽培、保管、運搬、販売、放野、播種、植栽などが原則禁止されている。

○ **特別地域**・・44、53、100

自然公園法の下で自然公園の風致を維持するために、公園計画に基づいて指定された地域。植物や土石の採取などさまざまな行為が規制されている。丹沢大山国定公園では、規制のレベルに応じて第1種特別地域から第3種特別地域に地種区分されている。

○ **特別保護地区**・・6、39、40、44、50、53、76、92、100、101、102

自然公園法の下で自然公園の景観を維持するために、特に必要があるときに特別地域内で指定された地域。最も規制の厳しい地域で、植物や落葉落枝、土石の採取やなどが禁止されている。

○ **土壌動物**・・37、40

土壌中に生活する動物の総称。大きいものではモグラやミミズ等が穴を掘って生活しており、中型のものには落ち葉や土の間に生活する昆虫やダニなど、小さなものでは落ち葉表面の水に生活する原生動物などが含まれる。地上の生態系では、植物の生産物は、生きていうちに消費されるものが必ずしも多くなく、植物遺体の形で堆積してゆくものがかなりの量に達する。土壌中では、生きている植物を食べる草食動物から続く食物連鎖ではなく、植物遺体を消費する生物から始まる、腐生食物連鎖の比重が大きい。したがって、落ち葉を分解する働きをしている土壌動物の占める役割は大きなものである。地上の大型動物や鳥であっても、土壌動物をえさとして利用するものが少なくない。

○ **土留め工**・・79、82

傾斜において土壌の流れを止めるために設置する工作物。

な 行

○ **二次的自然**・・41、60、70、84

人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のことで、里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれにあたる。二次的自然は、人が手を加え続けることによって維持されてきたために、放棄されると遷移が進み、二次的自然に特有の動植物が生息できなくなるという性質を持つ。

○ **二次林**・・5、18、19、35、39、41、44、47、66、70、92、94、95、96、97、100、110、111、112、113

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が存在する場合には、初めからカンバ類やマツ類などの陽性の樹木が成長し、長い年月をかけて、やがて陰性の樹

木に置き換わり安定した森林（極相）となる。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林を主に二次林と呼ぶ。

は 行

○ 暴露試験・・・14

植物に影響があると考えられる物質を、植物体に触れる（または触れない）条件を作り出して、その影響の有無や程度を調べる試験。

○ ハプロタイプ・・・42

複数の対立遺伝子で、それぞれについてどちらの親から受け継いだ遺伝子かで分けたときに、片親由来の遺伝子の並びをハプロタイプと呼ぶ。染色体は、両親由来のものが2本1組で構成され、それぞれの遺伝子座の遺伝子（対立遺伝子）の組み合わせにより発現する形質が決まる。この対立遺伝子の組み合わせを遺伝子型と呼び、実際に発現する形質を表現型と呼ぶ。例えば、血液型のA型は、AAもしくはAOの組み合わせ（遺伝子型）があり、A型の表現型を示す。

○ フィリピン海プレート・・・4

東は小笠原海溝やマリアナ海溝、北から西にかけては南海トラフ・琉球海溝・フィリピン海溝などに囲まれた海洋プレートで、明瞭な中央海嶺がなく、主として緑海底として発達したものと現在は考えられている。なお、丹沢山地はフィリピン海プレート（伊豆半島）の北アメリカプレートへの衝突に伴う隆起によって形成された地形であり、衝突の現場が神縄断層である。

○ 風衝地・・・15

山頂や尾根筋など、風が直接あたり、雪がほとんど積もらない尾根筋の立地。風が強い、土壌の凍結・融解が繰り返し起こる、れきが多く土壌が発達しない、そのため乾燥しやすいなどの特徴がある。

○ 不嗜好性植物・・・35

草食動物がえさとして忌避する植物。主に、アルカロイドなど毒成分が含まれているなど不快な味や匂い成分のある植物や、トゲがあるなどして草食動物の採食を免れている植物を指す。丹沢山地におけるシカの不嗜好性植物の例には、オオバイケイソウ、マルバダケブキ、フタリスズカ、マツカゼソウなどがある。

○ 物質循環・・・62、68

生態系の生物間要素および生物・非生物要素間を物質が循環することをいう。物質（特に栄養物質）にとって非生物的環境や生物はすべてその貯留場所で、生活活動などに伴い特定の循環時間・循環率をもって、一つの貯留場所から他の貯留場所へと、自身もその物理科学的性状に変化を受けつつ移動する。循環の経路・時間・循環率などは安定した生態系ではほぼ一定しているが、物質がある特定の貯留場所に停留したり、循環系から取り去られたり、群集が変動したりすると、その系で通常見られる物質循環が乱されることになる。

○ ブナハバチ・・・11、13、15、16、17、75、76、77

ハバチ科のヒゲナガハバチ亜科というグループに属す昆虫で、幼虫時代にブナの葉を食害する。

丹沢での大発生を期に同定したところ新属新種（新しい属に属する新しい種）として発表され、*Fagineura crenativora* と命名された。

○ **プラットフォーム・・84**

ものごとを進める上での共通の場をつくることを意味する。ここでは、丹沢大山の保全、再生、活性化のために、倫理的意識から投資をしようとする人達が投資や信託をする機関を意味する。(platform)

○ **ホットスポット・・44、100、101**

絶滅危惧種が多い地域のこと、一般には希少種の宝庫ともいわれる。ホットスポットとは、『沈みゆく箱舟』の著者であるマイヤースが提唱した概念で、三つの異なる要素から構成される。第一は「多様性のホットスポット」で、種数が特に多い地域を意味する。第二は「希少性のホットスポット」で、分布域の狭い種や固有種が特に多い地域を意味する。第三は「危険性のホットスポット」で、種の消失のおそれが特に高い地域を意味する。(hot spot)

ま 行

○ **マッチング・・27、88**

互いに求める条件が整合すること。(matching)

○ **マッチングシステム・・27**

互い求める条件を整合させる機能をもった仕組み。ここでは、山林所有者とその里山を管理したい市民団体との縁結びを意味し、その縁結びの方法をシステムとしてとらえる。(matching system)

○ **みず道化・・51**

登山道が荒廃していく過程で現れる現象の一つで、斜面や登山道などの侵食が進んで溝状となり、雨が降ると必ず水が流れる状態となることをいう。この状態になると、雨が降るたびに、さらに流水によって侵食され、荒廃が進むおそれがある。

○ **緑の回廊・・100、110**

森林生態系の構成者である野生動植物の多様性の保全には、その移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが必要とされている。国有林野事業では、原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地等を保全・管理するため、保護林を従来から設定しており、それらを相互に連結して「緑の回廊」とし、野生動植物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ることとしている。

→生態的回廊。

○ **木質バイオマス・・82、85**

木質バイオマスとは、樹木の全部またはその一部を通常はチップにして得られる木質産物で、エネルギー生産に向けられる枝条、梢端、市場価値の無い幹などを含む。林材業者が残す林地残材のほか、製材工場などの残廃材や産業廃棄物とされる建築廃材・解体材なども木質バイオマスに含まれる。

- **モニタリング**・・・8、9、14、21、35、36、37、49、54、55、65、66、73、75、76、77、79、80、82、86、88、90、91、92、93、94、95、96、97、100、101、105、106、107、108、115、116、117、118、119

自然環境の保全を進める上では、科学的なデータが不可欠で、動植物やその生息環境をはじめとするさまざまな自然環境を長期的に監視することにより、各生態系の基礎的な環境情報を継続的に収集して蓄積することが重要になる。蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとするさまざまな自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとることができる。このような、継続的な実態把握を行い、あらかじめ設定した目標に対して、目標と実際の状況（実績）を比較し、基準以上の差異が生じた場合には適時にアクションをとることを、モニタリングという。(monitoring)

や 行

- **山際**・・・23、24、25、28、29、84、85、86、88、113

本構想では、山林と農地、山林と集落居住地が接する空間を「山際」として定義し、鳥獣被害対策、農林業振興、生物多様性の保全、自然とのふれあい等を含めて、地域の自立再生の重要な空間として位置づけた。これに類似した言葉として、ふもと、山ろく、山すそ等がある。

- **やまなみ緑化域**・・・61

かながわ新緑計画で示されている緑化域の区分で、県の水源地域であり、県土の骨格的な自然空間を形づくる丹沢大山、箱根を中心としたやまなみの保全を図りながら、人と自然のふれあいの場となるエリア。

ら 行

- **流砂系**・・・91

森林を含む山地から海岸までの一貫した土砂の移動領域をいう。近年の河川、海岸をはじめとした水系における土砂問題に対して、1998年の河川審議会からの答申で土砂問題解決の視点として提案された概念。

- **林冠**・・・19

森の中で一番高い樹木群が形成する枝葉の層。

- **林床植生**・・・7、8、11、12、16、19、33、35、37、39、40、41、42、45、47、60、76、79、90、92、93、97、100、101、112

森林の樹下に生育している草や低木などいう。

- **林相**・・・79、80、82、83、111

樹種・樹高・樹木の直径・混交する植生で構成される森林の様相。

○ **林分構造**・・・11

樹木が構成する空間で、直径・樹高・混交する広葉樹の割合など森の内部の構造を指す。なお、林分とは、樹種、年齢、立木密度、生育状態などがほぼ一様で、隣接したものは森林の様相（林相）によって明らかに区別がつく一団地のことをいう。

○ **レッドデータブック**・・・5、43

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行した。日本では、1991年に環境庁（現・環境省）が『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックを作成または作成準備中で、神奈川県においても、1995年に神奈川県立生命の星・地球博物館により「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」が作成され、これらの情報を基に神奈川県レッドデータブックが作成された。なお、RDBはレッドデータブック（Red Data Book）の略。

→レッドリスト。

○ **レッドリスト**・・・45

絶滅のおそれのある生きもののリストのこと。（red list）

→レッドデータブック

○ **路網沿いの集中林業区域**・・・79、80、82

本構想では、木材搬出や森林作業が比較的容易で、そのための経費が安く、循環的な林業として継続できる地帯として、林道や作業道などの路網に近接する車両系作業の可能な地域を「路網沿い集中林業区域」としている。

英 字

○ **AOT40**・・・14

オゾンの植生への影響の指標で、(植物が生長する期間において)濃度が40ppb以上の時の濃度（観測値－40ppb）と時間の積算値。（Accumulated exposure Over a Threshold of 40ppb）

○ **BTCV**・・・27

British（英国）・Trust（信託）・for Conservation（保護）・Volunteers（志願者）の略。英国最大の自然環境保護運動団体。多様な自然環境保護活動のネットワーク組織として活動している。

○ **LOHAS的スローライフ**・・・86

「Lifestyle of Health and Sustainability」とスローライフという、環境と共生した、持続性があり、健康とゆったりとしたライフスタイルが、現代の理想的な生活スタイルとして話題となっており、このライフスタイルを山ろく環境の中で実践していこうという考え方。